平成28年 3月10日制定

(趣旨)

第1条 この細則は、総合地球環境学研究所プログラムープロジェクト規則第10条の規 定に基づき、総合地球環境学研究所(以下「研究所」という。)における研究プロジェク トの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この細則において、「実践プロジェクト(個別連携型)」とは、次条の手順を経て 実施される研究プロジェクトをいう。
- 2 この細則において、「実践プロジェクト(機関連携型)」とは、第4条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。
- 3 この細則において、「コアプロジェクト」とは、第5条の手順を経て実施される研究プロジェクトをいう。
- 4 この細則において、「実践FS(個別連携型)」とは、公募により採択した ISから移行したFSで、次条に定める手順を経て本研究(以下「FR」という。)に移行することを目指して実施するFSをいう。
- 5 この細則において、「実践FS (機関連携型)」とは、連携協定を締結している大学・研究機関を対象として公募により採択したISから移行したFSで、第5条に定める手順を経てFRに移行することを目指して実施するFSをいう。
- 6 この細則において、「コアFS」とは、第5条に定める手順を経てFRに移行することを目指して実施するFSをいう。

(実践プロジェクト(個別連携)の立ち上げ)

- 第3条 ISは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書 面審査及び公開ヒアリングを実施の上、研究審査委員会(以下「PRT」という。)での 審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 ISの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 ISの実施期間は、6ヶ月ないし1年とする。ISには所内インキュベーターを定め、 IS提案者は所内インキュベーターとの密な協議を通じてプロジェクト設計を進めるも のとする。
- 4 ISから実践FS (個別連携型) への移行は、FS責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、PRTの審査を経て研究戦略会議で決定する。

- 5 実践FS(個別連携型)の実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。
- 6 実践FS(個別連携型)から実践プロジェクト(個別連携型)への移行は、研究プログラム評価委員会(以下「EREC」という。)での評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
- 7 ERECに付議する実践FS (個別連携型) は、FS責任者による公開ヒアリングを 実施の上、PRTの審査を経て、研究戦略会議が決定する。
- 8 前項の手続きにおいて、ERECに付議されなかった実践FS(個別連携型)は、PRTの審査を経て、次年度も実践FS(個別連携型)として継続することができる。
- 9 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト(個別連携型)への移行が認められたに もかかわらず次年度当初に開始することができない場合、実践プロジェクト(個別連携型)開始までは実践FS(個別連携型)として継続するものとする。
- 10 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト(個別連携型)への移行が認められなかった実践FS(個別連携型)は、FS責任者の希望があれば、次年度に限り実践FS(個別連携型)として継続することができる。
- 11 実践PR(個別連携型)期間は、PRT及び研究戦略会議の議を経て決定する。
- 12 IS、実践FS (個別連携型)、実践プロジェクト (個別連携型) の研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

(実践プロジェクト(機関連携型)の立ち上げ)

- 第4条 ISは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書面審査及び公開ヒアリングを実施の上、PRTでの審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 ISの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 ISの実施期間は、6ヶ月ないし1年とする。ISには所内インキュベーターを定め、IS提案者は所内インキュベーターとの密な協議を通じてプロジェクト設計を進めるものとする。
- 4 I Sから実践F S (機関連携型) への移行は、F S 責任者候補による公開ヒアリングを実施の上、P R T の審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 5 実践FS (機関連携型)の実施期間は、原則として6ヶ月ないし1年とする。実践FS (機関連携型)には所内対応者を定め、連携機関及びFS責任者は所内対応者を通じて研究所との密な連携のもとにプロジェクトの設計を進めるものとする。
- 6 実践FS (機関連携型) から実践プロジェクト (機関連携型) への移行は、EREC での評価に基づき、研究戦略会議での審議を経て運営会議で決定する。
- 7 ERECに付議する実践FS (機関連携型) は、FS責任者による公開ヒアリングを 実施の上、PRTの審査を経て研究戦略会議が決定する。
- 8 前項の手続きにおいてERECに付議されなかった実践FS (機関連携型) は、PR Tの審査を経て、次年度も実践FS (機関連携型) として継続することができる。

- 9 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト(機関連携型)への移行が認められたに もかかわらず次年度当初に開始することができない場合、実践プロジェクト(機関連携型)の開始までは実践FS(機関連携型)として継続するものとする。
- 10 第6項の手続きにおいて、実践プロジェクト(機関連携型)への移行が認められなかった実践FS(機関連携型)は、FS責任者の希望があれば、次年度に限り実践FS(機関連携型)として継続することができる。
- 11 実践 PR (機関連携型) は、プロジェクトリーダーの申請に基づき、研究戦略会議の決定により省略または期間を短縮することができる。
- 12 実践FS (機関連携型)及び実践プロジェクト(機関連携型)の研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

(コアプロジェクトの立ち上げ)

- 第5条 FSは、研究所内外への公募を行い、その採択については、所定の形式による書 面審査及び公開ヒアリングを実施の上、PRTでの審査を経て研究戦略会議で決定する。
- 2 FSの公募手続き等は、共同研究委員会及び研究戦略会議の議を経て所長が決定する。
- 3 コアFSの実施期間は、原則として1年とする。
- 4 コアFSからコアプロジェクトへの移行は、ERECでの評価に基づき、研究戦略会 議での審議を経て運営会議で決定する。
- 5 ERECに付議するコアFSは、FS責任者による公開ヒアリングを実施の上、PR Tの審査を経て、研究戦略会議が決定する。
- 6 第4項の手続きにおいて、コアプロジェクトへの移行が認められたにもかかわらず次 年度当初に開始することができない場合、コアプロジェクトの開始まではコアFSとし て継続するものとする。
- 7 コアFS及びコアプロジェクトの研究費配分については、研究戦略会議で審議決定する。

(IS、FS及びPR種別間の移行)

- 第6条 実践FSは終了時に、PRT及び研究戦略会議による承認のもとに、異なる種別のFR候補としてERECによる移行審査を受けることができる。
- 2 実践 P R (個別連携型) は、実践プロジェクト (機関連携型) に移行することが効果 的であると判断される場合には、実践プロジェクト (機関連携型) 候補として P R T の 審査を受けることができる。なお、全ての実践 P R (個別連携型) はこの審査を受ける 権利を有し、審査を希望する場合にはプロジェクトリーダーが連携機関の機関長との連 名で申請するものとする。

(研究プロジェクトメンバー)

- 第7条 研究プロジェクトメンバー(以下「メンバー」という。)はリーダーが選任し、 次の資格を満たすものとする。
 - 一 大学その他の研究機関に所属する研究者
 - 二 大学院生
 - 三 その他、プログラムディレクターが上記と同等の研究推進能力を有すると認めた者
- 2 所長は、原則として、前項により選任されたメンバーについて、人間文化研究機構共同研究員規程に基づく共同研究員の委嘱を行う。

(コアメンバー)

- 第8条 研究プロジェクトのコアメンバーは、次の資格を満たすものとする。
 - 一 所内の常勤研究教育職員、非常勤研究員、外国人研究員、国内客員教授、国内客員 准教授
 - 二 所外の大学その他の研究機関に所属する研究者
 - 三 その他所長が特にプロジェクト実施に必要と認めた者

(研究プロジェクトの評価等)

- 第9条 プログラムディレクターは、プログラム内の研究プロジェクトの進捗状況を毎年 度のERECにおいて報告するものとする。
- 2 FRは、終了年度に開催されるERECにプロジェクトリーダーが最終報告を行い、 総合的な評価を受ける。
- 3 ERECの評価結果は、印刷物、電子データ及びホームページなどの媒体により広く 公表する。

附則

- 1 この細則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 総合地球環境学研究所研究プロジェクト実施細則(平成22年12月20日制定)は、 廃止する。